

1 日 時 令和6年9月12日（木）14時30分～15時30分

2 場 所 十勝総合振興局 地下S会議室で開催

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
副部会長	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 代表取締役)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学 看護学科准教授)
特別委員	宮竹 史仁	(帯広畜産大学 環境農学研究部門教授)
特別委員	門田 峰典	(北見工業大学 工学部社会環境系助教)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	佐藤 隆行
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	水嶋 紀文
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	田中 宏治
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	高嶋 宏明

4 傍聴者 なし

5 審議事項・報告事項

- (1) サツドラ足寄店（足寄町）の法第5条第1項（新設）の届出について
- (2) ツルハドラッグ釧路豊川店（釧路市）に係る報告について

6 議事要旨

- (1) サツドラ足寄店（足寄町）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

- 敷地内の段差について
 - ・ 施設配置図で駐輪場の上に階段のような記載があるが、敷地内に段差があるのか。
計画当初は階段を計画していたが、見直しの結果、階段の設置は無くなり敷地内に段差は設けない。
- 荷さばき車両の出入りについて
 - ・ 荷さばき車両が荷さばき施設に入る際は、バックで入るのか。それとも前から入って帰りはバックで出るのか。もし、バックすることになれば、看板などで注意喚起が必要ではないか。
荷さばき車両はバックで入り、出るときは頭からを想定。バックの際は同乗者が誘導を行う、出入口部分に荷さばき車両の出入りがある旨の注意喚起表示をすることで、安全に配慮する。
- 廃棄物について
 - ・ パッケージ包装されている食品の賞味期限が切れ生ゴミとして処理する際、中身の部分は一般廃棄物で外側のパッケージは事業系廃棄物となるかと思うが、廃棄する際は分別をせず事業系廃棄物として処理しているのか。法律の観点も踏まえ確認願う。
委託する廃棄物処理事業者の分別表のとおり、店舗側で事業系一般廃棄物、産業廃棄物に分別のうえ回収してもらう。食べ物の残りは可燃性廃棄物に分類され、外側のパッケージは産業廃棄物の混合廃棄物のプラスチック容器に該当されており、分別して廃棄している。
- 駐車場出入口の看板について
 - ・ 説明資料では歩行者の安全対策に、「駐車場の出入口に『一旦停止』等の路面標示及び看板を設置」、

とあるが、午前7時から開店し、小中学校の通学路に該当しているとのことや、バス停がすぐ隣にあることから、通学路とバス停に面している出入口1に設置予定の看板案を提示してほしい。

出庫する車向けに「学童注意」と「一旦停止」を標記した看板を設置する。

○ 出入口①について

- ・ 現場の写真の資料からは、出入口1からの出庫時、街路樹が低い位置にも葉が多いため、右側から来る車が見えにくいように感じるが、見通しなどの安全面について確認しているのか。出入口に面している道路の幅が広いように思えるため、右折出庫の場合、かなり遠くまで見通しが良くないと危険ではないか。

見通しを確保するため該当の街路樹の移設許可を申請し、別の道路に移設する。

○ 駐車場について

- ・ 届出書7-3の7番に「敷地の境界には、車止めバリカを設置して、駐車場の出入口以外からの侵入防止に努めてまいります。」とあり、2-4の図面では、敷地西側にはバリカが設置されないように見えるが、西側には出入口がないため、道路から直接は侵入することはないと考えての未設置と捉えてよいか。できれば、西側の道路境界線と駐車場の間のスペースはどのような地面なのか。

西側道路とは高低差があり、既にガードレールが設置されていることから、車の侵入はないと考える。

○ 荷さばき施設の騒音について

- ・ 資料上とwebでの説明からは騒音の問題はないように思えるが、実際には予測地点3と荷さばき施設の距離がかなり近いこともあり、早朝6時から7時に1台搬入する計画ではあるが、できるだけ遅い時間の搬入に配慮して欲しい。または、搬入車両のドアの開閉時（特に閉める時）の音はかなり大きく、運転手の乗降時2回と荷物を下ろすときのドアの開閉（開ける時にもそれなりの音がする）ことを考えると、遮音壁の設置は考えられないか。

該当の住民宅には事前に伺っており、荷さばき時の作業音について説明しているが、もし開店後に問題が発生するようであれば、住民の方と協議のうえ、搬入時間をずらす等の対策を講じる。

イ 質疑・確認

(A 委員)

荷さばき施設における騒音で住民から苦情があった場合、搬入時間をずらすとあったが、搬入時間をずらすことで開店時間に影響は生じないのか。

(事務局)

設置者からこのような回答があったので支障があるとは、考えにくいですが設置者に確認する。

(B 委員)

事前質問の回答が質問の趣旨と違ったので改めて聞きたいのだが、出入口①に面している道路上に2箇所街路樹が設置されており、右折出庫する際の見通しが悪いように見え危険ではないか。

(事務局)

奥の街路樹は移設する計画になっていない。また現場を見た限り問題があるとは感じなかったところ。

(B 委員)

道幅が広く右折に時間がかかると思われるので遠くまで車が見えるようにしたほうがよいのではないか。

(C 委員)

設置者に全ての出入口からの見通しについて安全上支障がないか、改めて確認してもらいたい。

(事務局)

設置者には審議会からの意見として伝える。

(C 委員)

遠くまで見渡したいのはもちろんだが、限界もあるとは感じている。建物の敷地から外れた部分については事業者も手をつけられないと思うが、敷地内の部分については安全対策を講じてもらいたい。

(B 委員)

設置者にはお願いという形で伝え願う。

(事務局)

承知した。

(A 委員)

出入口②の切り下げについて警察との協議であった関係機関はどこか。

(事務局)

出入口②の面している道路は町道のため足寄町と協議している。

(A 委員)

足寄町が許可すれば問題ないのか。

(事務局)

警察からの指示のとおり足寄町と協議して、許可が得られたので問題ないと設置者から聞いている。

(部会長)

他にいかがか。

それでは、答申案に移りたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(部会長)

ただいまの答申案で何か質問等はいかがか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは、答申案はこの内容で知事あて答申することとする。

なお、議論にあった確認事項と出入口の見通しについて設置者に伝え願う。

(2) ツルハドラッグ釧路豊川店(釧路市)について事務局より報告を行った後、次の発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 点字ブロックについて

- ・ 既設ブロック(視覚障がい者向け点字ブロック)のまま変更しないという回答について、審議会で考慮すべきと意見が上がったと伝えてもらいたい。

法令やガイドライン等で商業施設の車両出入口に警告ブロックを設置する定めとはなっていないことについてはその通りだが、昨年相談があった際、付近に学校があることも踏まえ、視覚障がい者の方の安全確保のため、車両出入口に一時停止サインをおいてはどうかとの話をしているところ。大店審議会での議論については承りました。このような内容の事例が集まってくれば、全道的に対応をどうするかという検討に繋がると考える。

○ 高齢のお客様への対応について

- ・ 調剤薬局に係る確認事項の回答について、利用する高齢者への優先駐車マスの設置などの個別具体的

に回答をいただきましたかった。

車椅子用駐車マス2箇所には、「身障者・妊婦・けが人・高齢者」が優先して利用できる案内する。また、こうした方々が利用しやすいよう駐車場、店舗内の通路幅を広く設計している。

イ 質疑・確認

(D 委員)

前回の質問の意図を勘違いしているのではないか。該当道路は道道のため北海道がおそらく福祉まちづくり条例に基づいて点字ブロックを設置して整備しているのではないか。そこに駐車場出入口ができると危ないので変えた方が良いのではというのが質問の趣旨であった。駐車場出入口に警告ブロックを設置することが定められていないということではない。北海道とツルハが協議してどうすればいいのか検討すべきでは。警告ブロックがないから設置しろという意味ではない。この回答は質問の意図に答えていない。北海道が条例に基づいて設置したのであれば北海道としてどうしていくのか聞いたつもり。

(C 委員)

D 委員と同じ気持ちである。

これは元々設置してある点字ブロックにより危険性がでているので、道路管理者に改善した方が良いのではという意見を発したところ。新しく駐車場出入口が設置された時に、警告ブロックを設置するというルールを作ってくれということではない。現状のままだと危ないので改善した方がいいというのが意見である。先ほどの回答は論点がずれている気がする。また、建設管理部から回答があったがツルハ側はどう思っているのか。ツルハで費用負担する場合、建設管理部は対応してくれるのかという質問を以前していたが、このことについてはどうか。

(事務局)

ツルハ側に点字ブロックを変更したい場合は、北海道に申し出ることは可能であるが、費用面については建設管理部との協議となると伝えている。また、今回と同じ事例が道内の他の地域にはあるが、点字ブロックについて必ず直すということにはなっていない状況。

(C 委員)

残念ながら、話が全然通じていない。

(D 委員)

北海道は条例に基づいて設置していると思う。事例があるなしではなく、点字ブロックが設置されている場所に新しく駐車場出入口ができて、安全面に不安がある所は改善していく必要があるのではないか。点字ブロックを全面変えろと言っているのではなく、今あるものを有効活用するには、該当箇所の1枚や2枚変えれば済むのではないかとやっている。ガイドラインがないからという話ではなくて、北海道が自ら点字ブロックを設置したのであれば1枚や2枚を変えることくらい良いのではと思い前回意見した。

(事務局)

条例を確認し、発言いただいた件を建設管理部に伝える。

(D 委員)

条例どうのこうのではなく、北海道があそこに意図をもって点字ブロックを設置したのでは。

(事務局)

その点も確認する。

(部会長)

既設の点字ブロックがある所に新しく商業施設ができ駐車場出入口ができる際、そのまま大丈夫なのかという懸念から意見がでていっているもの。こういう事例が多く集まると検討に値するというのは、ずれがあると思う。現実的にこの施設の部分で問題点があるので、この問題を解決するためにどうしたらいいのか、建設管理部とツルハでよく話し合いをして、既存のままで支障がでないような対応について考えてほしい。全面的にガイドラインがどうかということになると大げさな話になり、北海道全体の論議にならないと検討できないとなりかねない。この件はそうではなく、現在の状況により懸念が生じていることの解決策について具体的に建設管理部、ツルハ側に確認してほしい。委員の方こういう理解でよろしいか。

(C 委員)

これは親会で話をするべきではないか

(部会長)

次いつあるか定かではないが、第5部会からこのような議論があったと親会で発言したい。
釧路には引き続き確認願う。

(3) 事務局より次回の部会開催予定について連絡を行った。

6 議事録の公開

届出事項の事務的説明であるため議事録は非公開とする。

(平成17年6月2日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取り扱いについて」による。)

※中小企業課あて別紙「概要版」を提出(中小企業課により道ホームページに公開)

7 審議会資料等

別添のとおり